

第18回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成21年5月20日（水） 14:00～15:30
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 橋口行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか
(厚生労働省) 森山総括審議官
(社会保険庁) 坂野社会保険庁長官 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長
樽見総務部総務課長 福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまより第18回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省から森山総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況、それから、これまでに宿題となっていた事項等について順次ご説明をいただきたいと思っております。その後で質疑の時間を取らせていただきます。よろしく申し上げます。

【福本企画課長】 資料に沿いまして順次説明をいたしたいと思っております。

資料1から3の説明を私から申し上げます。資料1、定例の進捗状況の総括表であります。全体の進捗状況のところは21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等に基づき、取り組みを進めておると書いております。後でこの関係のご説明をしたいと思います。この3月の末に年金記録問題に関する関係閣僚会議を開きまして、これまでの取り組みについて総括するとともに、年金記録についての今後の道筋について改めて整理をして決めております。それに基づいて現在、年金記録問題について作業を進めてきておるといってございまして。

下の2の「個別事項」でありますけれども、ここには、それに基づいて進めてきております作業の現在の状況を書いております。最初の「ねんきん特別便」でありますけれども、「ねんきん特別便」については、すべての受給者・加入者1億900万人に送付をし、回答いただいておりますのが7割に相当いたします7,404万人であります。そのうち、年

金記録の確認作業が終了したということになりますものが91%ということになります。残る1割程度が年金記録の確認作業をまだやっておる、調査中ということになります。詳しくは後ほどご説明をいたしたいと思えます。

今、7割の方から回答をいただいておりますということですが、更に回答をいただけるようにフォローアップ対策を進めるということと同時に、②の後半であります、5,000万件の解明作業に計画的に取り組んでいくということになっております。

③は年金額の再裁定の話ですけれども、これは業務センターの体制を強化して期間を短縮するべく取り込んでおるといふ話でございますし、④は、この4月から「ねんきん定期便」を加入者の方に誕生月に送付していくということを開始いたしております。後ほどこれについてもご説明したいと思えます。

おおむねこのようところが現在の状況のポイントということになります。

資料2に進ませていただきます。資料2は関係閣僚会議、3月31日に提出をしまして、方針を決めましたその資料の本体と、それから、上には2枚、要点、ポイントを書いております。その下にありますが本体であります、この要点、ポイントに基づいてご説明したいと思えます。

Iの「これまでの取組」①で書いてありますけれども、この①のところについてはご案内のとおりでありますので省略をいたしますが、これまでの3月までの取組みの進捗を踏まえまして、このIの②ですが、引き続き年金記録問題への対応を着実に進めるための今後の具体的な対応の道筋を今回決めたということになっております。

全体の業務についての工程を改めて整理をして、いつまでにどういう取組みを進めていくのかということについて整理をしたものであります。

IIであります「今後の主な対応」の①で基本方針を掲げております。22年1月からご案内のとおり、日本年金機構が発足をいたします。それまでの間に年金記録問題の取組みに一区切りをつけるということにしたい。それで、現在取り組んでおります年金記録問題の作業について、この12月末までの間に集中的、計画的に実施をしていく。そのためには、年金記録問題に取り組む体制の強化を図らなければなりませんし、その体制の強化を図るということの基本方針として書いてあります。

人員体制の強化ということになりますが、人員について、賃金・派遣等職員の増員を図ることによって、年金記録問題に従事しておる人数を全体で1万人を超える規模にして作業について集中的、計画的に進捗させるということを基本方針として書いてあります。

現在、この1万人に相当する年金記録問題に従事しております職員数は、大体8,000人でございます。現在8,000人程度の人数で取り組んできておりますけれども、それを1万人を超える規模にして体制を整えて作業を進捗させるということでありまして、賃金・派遣職員等の増員のための経費が必要になりますが、現在、国会で議論されております補正予算の中にそのための経費を盛り込んで出しておるところでございます。

②以降、具体的な対応ということになりますけれども、まず「ねんきん特別便」であります。7,200万人の方から回答をいただいておりますということですが、更に回答を増やしていく。具体的には定期便に「回答のお願い」を同封する、未回答の方にはそういうものを同封するなどして回答を促していくということと、回答をいただいたもののうち9割の方について記録確認作業を完了しているわけですが、本年3月までに受け付けた「訂正あり」、間違いなし抜けがありますという回答については、具体的に調査をして、その調査結果をご本人にお返しをするわけですが、その作業を日本年金機構の発足までをめぐり、この年末までに確認作業を完了させるという方針で臨むということを書いております。

それから、2枚目にまいりまして(ii)の「記録解明のための作業」であります。5,000万件中、いわゆる宙に浮いた記録、未統合記録5,000万件であります。名寄せによってご本人に確認をしていただくのが1,100万件ということで、「ねんきん特別便」を今、出しているわけですが、それ以外の4,000万件に及ぶものについては、それが現在どういう状況にあるのかということ「解明」という言葉で確認をしていくということをしてきております。

従来、例えば住基ネットに照合することによって持ち主と思われる人を探すというような作業もしてきておるわけですが、今後のその道筋という点では、ここで書きましたように、旧姓情報で名寄せをしてみると。未統合記録との突き合わせを行い、持ち主と思われる人を探すというような作業を進めていくということを書いております。

それから(iii)でありますけれども「再裁定の処理」、これは年金記録が見つかりまして、額の改定をする作業を東京にあります業務センターにおいて行っております。この再裁定処理をしなければならない件数が増えておるわけですが、体制を強化する。現在、470名の体制で取り組んでおります。1月当たり20万件程度の処理をするという体制を整えまして、そのことによって処理期間を短縮すると。本年夏ごろをめぐり、地方庁から業務センターに書類が上がってきてから、具体的な支払いが終わるまでの間、現在6か

月ぐらいかかっておりますが、それを3か月程度で処理を終えることを目指すということを進めてまいりたいということでございます。

それから、真ん中あたりから下でございますけれども、「年金記録の正確性の確保」の策としては幾つかございます。「ねんきん定期便」、これはこの4月から定期便を出し、加入者の方に標準報酬を含む記録を見させていただいて確認をしていくという作業を進めていくということと、それから、標準報酬の遡及訂正事案であります。2万件の標準報酬の訂正が正しくないと思われるもの、コンピューター記録上出てきたものについては、具体的にその標準報酬の額をお示しをして確認をしていただくという作業を個別訪問をすることによって行ってきております。昨年秋から進めてきておりますけれども、これについての戸別訪問は本年3月末までに終了をいたしましたところでございます。残る仕事としては、具体的に訂正をしていくという作業と、それから職員の関与ということについて明らかにし、それに対して対応をしていくという作業がございます。それを今後進めていくということ（ii）では書いてあります。

それから（iii）では「紙台帳とコンピューター記録に突合せ」でありますけれども、現在取り組んでおりますのは、国民年金特殊台帳であります。これの処理を進めるということと、それから、市町村が持っております名簿、国民年金被保険者名簿、それから厚生年金被保険者名簿の紙の台帳とコンピューター記録の突き合わせは、21年度に準備を行った上で22年度から実施すると。これは従来からそういうふうにしておる工程でありますけれども、それに沿って進めていくというようなことを今後の道筋として書いております。

今申し上げた具体的な状況について、資料をちょっと飛ばしていただきまして、資料3、横書きになった資料がございますので、これに沿って進捗の状況を改めてご説明をしたいと思います。資料3の目次の次、1ページ、これは「ねんきん特別便」でございます。1億900万人の方に送付して、3月末現在で7,400万人の方から回答をいただいております。左のほうに円グラフがあります。未回答の方が3,200万人、回答をいただいた方が7,400万人。

この7,400万人の方についてのポジションが右のほうに書いてあります。記録について訂正をする必要があるということを示され、記録の調査をした結果、訂正・統合に至ったものが416万件、6%になります。そのほか、そもそも自分の記録には間違いがないというようなことで回答をいただいたようなことを含めまして、「訂正なし」というものが85%の6,319万件で、「調査中」が669万件というのが現在の数字であります。

全体を1億件のうち7,000万件の有効回答部数にいたしますと、9割、91%ぐらいは確認作業を終了し、9%がなお調査中であると。この調査中のものについて、これは3月末までに受け付けたものでありますから、これを年内に調査をやるということを基本の方針として今後進めていくということでございます。

これは全体の数であります。めくっていただきまして2ページは受給者と加入者、あるいは更にそれを名寄せ便と全員便に分けて状況を示したものでございます。上のほうが受給者、下のほうが加入者であります。受給者については、全体でこの縦のグラフでありますけれども、88%が「訂正なし・確認済」、それから「訂正・統合済」が5%でありまして、「調査中」が7%というような状況であります。加入者について言いますと右のほうでありまして、「訂正なし・確認済」というのが全体の83%、「訂正・統合済」が6%、「調査中」が11%ということになっております。別に分けてみるとこういうふうな姿になっております。

次、3ページにまいりますが、年金記録の作業の中では、ここではフォローアップ照会、あるいは厚生年金旧台帳に係る調査の話を書いております。上半分、フォローアップ照会でありまして、これは受給者の方であり、かつ名寄せ便を送付した方でありまして、「訂正なし」と、自分の記録には間違いはないということで回答いただいた方、それから、回答をいただいていない方に関しては、具体的にその記録をお知らせして、確認を入念的にもう1回していただくということを進めております。フォローアップ照会であります。母数としては88万人のうち、照会作業が終わりました者が39万人であります。そのうちご本人の記録として確認できたものが30万人、これが3月末の現在の数字でございます。それから、下のほうは厚生年金旧台帳の記録、これについても同じように記録を見ていただいて、ご本人のものかどうかを確認するという作業をいたしておりますけれども、その3月末現在の作業の進捗の状況を算定しましたので書いております。

先に進めまして4ページであります。4ページは未統合記録の状況であります。いわゆる5,000万件の全体像であります。従来お示しをしている姿でありますけれども、左のほうの19年12月の時点では5,095万件、全体のうち、その状況は左で書きましたような姿になっておりまして、それについてその後、作業を進めてきた結果の直近の今年の3月現在の数字であります。5,095万件中、基礎年金番号に統合済になりましたものが1,010万件、それから逆に、下のほうですけれども、今後解明を進めなければならないということで残っておりますものが1,162万件、その上に533万件ありますものは、

住基ネットに照合する、あるいは先ほど申しあげましたように、旧姓によって名寄せを試みるというような作業に取りかかっているものが533万件あるというようなことでございまして、現在の5,095万件の全体像は21年3月、右のような状況になっているということでございます。

更に、1ページ飛ばしまして6ページでございます。先ほども触れました再裁定処理の話であります。「ねんきん特別便」等で記録の統合をしますと、年金額の改定をする、その作業はそこで書きましたようなフローを通じまして、再裁定という額の改定自体は右端の社会保険業務センターにおいて行うということになっております。この社会保険業務センターに書類の届けが到着してから、実際に額の改定をして振り込みをするまでに、下のほう、現在6か月程度ということになっております。かつて7か月程度でありましたものが少し短くなりまして6か月程度になっておりますけれども、これを3か月程度で処理できるようにする。本年夏ごろをめどに3か月程度にするということにし、その体制を強化しなければなりませんので、6ページの下のほうに、21年4月現在で486人の体制に拡充を段階的にしてまいりました。現在、我々のめどとしておりました大体500人という体制になりました。そのことによって、従来の処理数が倍以上の処理数ということになりました。20万件、大体処理ができるという体制になりましたので、この処理体制で臨むことによって、今、堆積しておりますものを処理して、大体3か月程度で処理できるように持っていきたいという計画でございます。

それから、更に進めまして8ページでございます。「コンピューター記録と紙台帳との突合せ」であります。先ほども少し触れましたけれども、昨年度取り組んできておりましたものが国民年金の特殊台帳であります。3,000万件の記録がありました。一次審査、二次審査を経て確認をしていくわけですが、一次審査は2月末に終わりましたが、二次審査のほう未了ということで、全体の進捗状況は、右端に書いてありますけれども、84%作業が完了したということであります。残る2割弱のものについて作業を進めていくということが今後の作業としてあると同時に、②・③の市町村が保管する名簿、それから厚生年金の名簿、全体でこれだけの件数がありますけれども、これは21年度、今年度、画像検索システムという基盤の整備の準備をした上で22年度から、この②・③の紙台帳とコンピューター記録との突き合わせ作業をしていくということで今後進めていくという段取りを考えております。

10ページでございます。「ねんきん定期便」であります。本年4月から加入者の方に送

付をしていくということでありまして、誕生日ごとに送付をしていくということでございます。4月の状況でありまして、4月誕生日の方について定期便を送付した件数が上のほうに書いてありますが、557万人の方に4月は送付を行いました。今後、5月、それから6月、誕生日ごとに加入者の方に「ねんきん定期便」を送付していくことを進めてまいりましてでございます。

その「ねんきん定期便」についての電話での相談の状況が11ページにつけてあります。「ねんきん定期便専用ダイヤル」、従来専用ダイヤルは「ねんきん特別便専用ダイヤル」ということになっておりましたけれども、この4月からは定期便ということにしましたので、特別便と定期便を統合いたしまして、同じダイヤル、「ねんきん定期便専用ダイヤル」ということで電話相談の体制をつくっております。この4月に入りましてからの電話の総呼数と実際の対応の数、水色の棒グラフがコール数であります。それに対して右のほうの黄色及び紫色で足し合わせたものが呼応した、対応した件数であります。その割合が折れ線グラフになっておまして、いわゆる応答率ということになります。応答できた件数であります。この4月末から5月にかけては大体9割を超える応答率で応答できているという状況であると同時に、具体的な相談の内容であります、定期便と特別便を同じ番号で取っておるわけですが、大体最近であります、定期便と特別便がそれぞれ半分ぐらい。新たな定期便ということに関して言いますと、この5月の第2週の紫色のこの高さは左のほうを見ていただきまして4万件。この月をずっと見ますと、大体2万件から4万件ぐらいですね。1週間の単位でそのぐらいの電話がかかっているということが「ねんきん定期便」についての相談の状況ということでございます。

12ページは定例の「被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について」の進捗状況の数字をつけておりますのでご確認いただきたいと思います。

【井上年金保険課長】 資料4に沿いまして、「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案について」ご説明申し上げます。

2枚めくっていただいて1ページと書いてあるところでございます。これまでもご説明申し上げますので、新しい部分を中心にご説明申し上げますが、標準報酬等の遡及訂正事案につきましては、被害者救済ということを第一義としつつ、あわせて社会保険事務所の関与が疑われる事案についての事実解明を行っていくという取り組みを進めております。

1 ページの下の箱の「今後の方向」の2つ目の「○」のところでございますが、そうした考え方のもとで、コンピューターの記録から不適正な処理の可能性のある3つの条件すべてに該当するという形で、約6.9万件を抽出し、そのうち特に厚生年金の受給者である約2万件について、昨年10月から戸別訪問をし、記録のご確認をいただいております。

その結果、最新の状況報告ですけれども、第4回の中間報告、左下のところでございますが、今年の1月18日までに訪問した件数が1万7,002件ということでございます。あいまいなご回答だったときには、フォローアップをしております、2月1日までのフォローアップを反映した結果というのが、この右側の円グラフでございますけれども、まずご回答いただいた方のうち、事業所でのお立場、これは事業主が53%、役員が21%ということで、4分の3程度は事業主、役員というお立場の方でございます。4分の1程度が従業員ということでございます。私どもとしては、従業員の方というのは特に、記録が訂正されたという事情を知らないまま、自身の記録が訂正されたという可能性が高いということで、ここの部分の救済、従業員のケースの救済というのを最も急ぐべきであろうと考えているところであります。

右側の「年金記録の確認状況」であります、「事実と相違あり」というご回答が55%、「相違なし」というご回答が32%となっております。

それから、左下のところですが、事業主である方からの回答の中に含まれているケースが非常に多いのですが、「事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方」、その記録の訂正に関して職員が何らかの関与をしたというようなことをうかがわせるような回答、これが1,174件、全体の6.9%あったということであります。それから、職員の名前まで分かるような「具体性のある回答をされた方」が185件、1.1%含まれていたところでございます。

次のページにまいりまして、またご本人に記録をご確認いただく取り組みとしては、本年中に厚生年金の受給者全員に、標準報酬等の情報を含むお知らせを開始することにしております。それからまた、加入者については、ご案内のとおり今年4月から「ねんきん定期便」を送付し、標準報酬も含めて記録確認をいただいております、その結果に基づいて必要な記録の訂正や調査を行っていかうということであります。

次の「○」ですが、被害者救済につきましては、標準報酬等が事実と反して訂正しているかどうかについて、社会保険事務所において調査を行うこととしておりまして、事実と反することが一定の証拠や証言等によって確認できた場合には、第三者委員会に送ること

なく、社会保険事務所の段階で訂正を行うという取り組みを進めております。その下に箇条書きで「・」が3つありますが、一つ目が給与明細書の写しなどがあるという、ご本人が給与明細書とか源泉徴収票とか、そういう一定の証拠となるような、勤務実態、給与の実態が分かるような書類をお持ちの場合でございます。

それから、雇用保険や厚生年金基金の記録、これは社会保険事務所のほうで調べにいくことにしておりますが、これにより給与実態や勤務実態が確認できると、こういうような場合、この2つの部分については昨年12月25日に通知を出しております、こういった一定の確認ができる場合には、社会保険事務所段階で記録の訂正をするという取り組みをしているところであります。

それから3つ目の事業主や社会保険事務所の調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合。これも一定の基準を設けて、社会保険事務所段階での職権訂正ということを進めようとしておりまして、これについては5月1日に新たな基準についての通知をしております。

11ページ以降にその通知の概要についての資料がついてございます。11ページの一番下の1.のところをごらんいただきますと、この新たな職権訂正の基準につきましては、いわゆる3条件、5等級以上遡及して下げているとか、6か月以上遡及しているとか、そういった3条件のすべてに該当する約6万9,000件の記録の方を対象にするということにしております。こういった3条件に該当する一定の疑しさのある記録について、更に一定の条件のもとに救済しようということでありまして、2.のところでございます。これまでの、本人が給与明細書を持っていたり、雇用保険の情報で救済できない方についても、2.の①、②、③、④とありますが、このいずれかに該当する場合には救済を行うと。社会保険事務所で記録の訂正を行うということでありまして。

①は、社会保険事務所に残されている滞納処分票という書類の中でそういう事実と反する処理が行われたと推認される記述が残されているような場合。②は遡及訂正処理に伴って、遡及する前に事業主から標準報酬を改定するための届出が出ていて改定をしている。もしくは年に1回の届出によって停止決定が行われているのですが、それが事後に、しかも事業所が全喪をした後にそういったものを取り消すような届出が出て、取り消しが行われているような場合。これは不自然な処理であろうということで対象にしております。それから③は遡及訂正で標準報酬を下げますと、それまで払うべきだった保険料の額が減額されるといいますか、圧縮されることとなります。その圧縮された、減額された保険料の

額と滞納額がおおむね一致すると。ほぼぴったり一致すると。これは非常に怪しい状況でございますので、こういったものを対象にする。それから④は、この職権訂正については、従業員の方が記録を直してほしいと申し立てたケースを対象にしておりますが、事業主の方に調査をしたところ、事業主のほうから、これはやはり事実と相違する、事業主もしくは事業主とコンタクトがとれない場合は役員や社会保険の関係の手続を行った従業員の場合も含みますが、そういった事業主サイドの方から、これはやはり事実と相違する処理だったと、こういう証言があった場合と。こういったいずれかの条件に該当する場合には職権訂正を行うということにしております。

ただ、これが原則ですが、①から④の調査をしてみたところ、証拠や証言の中に矛盾したり食い違うものがあったりした場合など、それから、この4つ以外にも何かそれとは相反する証言、証拠があったり、そういう場合は職権訂正の対象からは外しております。それは下のほうの(3)、(4)のところに書いてあります。

それから、更に次のページの3.ですが、2.の①から④で訂正できない場合でも、その事案を担当していた職員が具体的に特定される場合、もしくは調査の過程でだれがやっていたかというのが分かった場合には、その職員や上司、同僚の調査を行って、そこから事実と反する処理だったというような証言、自認、そういったものが得られた場合には記録の訂正を行うというようなことも条件の中に入れていっているところであります。

こういった通知を今年の5月1日に出しております、こういった更なる救済も進めていこうとしているところであります。

2ページに戻りまして、2ページの下のほうの「※」のところでございますが、3月末までに社会保険事務所段階で記録の訂正、救済が行われている件数ということで、これは128件ということであります。うち2万件の戸別訪問の対象者が119件ということでございますが、本来、救済の対象になるのではないかと考えられる対象者の数からすると、この数は今後更に取り組みを進めて救済の数を増やしていかなければいけないと考えているところであります。

それから、最後に社会保険事務所職員の関与です。社会保険事務所の職員が具体的にどんな関与をしていたのか、また、その関与の内容によっては処分等を含めてどのように厳正な対処をしていくべきか、こういったことを念頭に置いた調査も進めていくことにしております、現在は、昨年11月23日までに2万件調査で訪問してきた中で、職員の名前まで特定できるような具体的な証言があったケースが69件ありまして、そのケースを

中心に調査を進めております。それ以外のものについても順次やっていくということにしているところであります。

資料4については以上でございます。

【葛西委員長】 それでは、ただいまから委員のほうからのご意見、ご質問を自由にお願いしたいと思います。

【村岡委員】 非常に簡単なことを伺いたいのですが、現在、例えば私が受給者でも、また加入者でもどちらでもいいんですけども、「ねんきん特別便」または「名寄せ特別便」をいただいて、間違いがあったと。間違いがあったということを窓口にお知らせするか、それとも郵便でお知らせするかして、あなたのは間違いでしたという返事をいただくまでの時間、それから間違いでしたと返事をいただいてから正しい過去の精算及び正しい年金をいただくまでの時間って、大体平均値でどのぐらいかかっている、分散でどれぐらいあるんですか。

【福本企画課長】 具体的に平均値ないしばらつきでどれぐらいの幅があるかというのを統計でとっておるものは実はございません。

2つに分けて考えますと、今、先生がおっしゃったように、ご自身が見て間違いがあるということになりまして、それが郵送の場合、それから窓口に来られた場合、お預かりをし、調査をするというのが一定の期間かかります。調査ができました結果、「お申し出のとおり確かに見つかりました」とか、「お申し出がありましたけれども、やはり記録はありませんでした」ということを回答いたします。これが第一段階ですね。これについては、ものにより、ある意味でさまざま、ばらつきもさまざまです。平均というのなかなか出しにくいということがございます。短いものであれば短いでしょうし、長いものは3か月あるいはもう少し、更に6か月ぐらいかかるというようなものもあるのだらうと思います。それが第一工程です。

それから、その後の手続としては、再裁定と先ほど言いました手続になります。受給者の方の場合であります。受給者の方の場合には窓口にお越しいただいて書類を整理いたします。その書類を整理して社会保険事務所のほうで処理を完結させます。その書類を業務センターに送り、業務センターのほうで再裁定の手続をして、振り込むまでの手続。まず、その社会保険事務所のほうで書類の整理をして、ご本人との間では窓口で整理をいたします。それから、更に書類の整理をして、業務センターに出すまでの間に一定の時間を要しております。平均でいくと1.7か月というのが直近の数字です。業務センターに着いてか

らという意味では、先ほど申し上げましたけれども6か月ですね。前の工程がありまして、それから、見つかった後、受給者の場合には1.7か月プラス6か月と。

【村岡委員】 今日伺った資料ですと、私は素人なので分からないですけども、進達から云々とありますけれども、繰り返し、一般的な国民から見れば、進達であろうが何であろうが、私が送ってからもらえるまでどれぐらいかかるのかに興味があるのであって、中でどうされているか、それはもうお任せするしかないわけですよ。そうすると、たしか私の記憶に間違いがなければ、先ほどもちらっとおっしゃいましたけれども、今度の補正予算で年金のスピードアップのために500億円積まれていると。お使いになるのはもちろん別に文句を言っているわけじゃないんですけども、とすると、繰り返し、私は進達でも何でもいいんです。私が間違っていますと言ってから、その間違っているのが正しいという仮定のもとでお金をいただけるまでに今度はどれぐらいかかるようになるかと理解すればよろしいのですか。また、どのぐらいできるとお約束していただいていると理解すればよろしいのですか。

もちろんいろいろな特殊ケースがありますから、すべてに関して申し上げているのではありません。

【福本企画課長】 すみません、これも端的に答えがある意味でできないわけでありませう。ただ、その2つの段階を分けて言いました、記録を探すという作業でありますけれども、それについては先ほど申し上げましたように、今あります700万件の全数ですね、今答えができていないもの、これについて12月までにやると。12月までにご本人に回答するということでもありますから、この3月については一番直近で着いたもの、最長で12月ですし、それより前に着いているものも今年の12月までにはご回答をご本人にするということでございます。

それからもう一つ、そこから先、記録がありましたということになりますと、年金額を改定する作業であります、これは今、6か月をかかっておりますものを夏には3か月にするということでもありますので、その期間としては3か月ということになる。足した期間が、今、実際にまだ回答ができていなく、待っていただいている方について、いつまでに記録が直り、かつ額が改定されるのかということについては一応そういうことです。

【村岡委員】 あまりくどいことを申し上げるのは失礼ですからこれでやめますけれども、約500億円をお使いになったら、やはりこの結果、いつまでにできる予定ですと、そのかわりもちろん難しい場合には多少延びますと、それはケース・バイ・ケースですと

いうことを言っていたのが、国民に対する説明責任ではないかと思うのですが、それが今のお話だと12月ですか。ということは1年ですよね。プラス3か月とすると。1年お待ちくださいというのは、あまりにも長過ぎませんか。

もちろん、それしかないんだとおっしゃられればそうなんだろうとは思いますが、素朴に考えると約500億円かけて、それでも1年待たなきゃいけないのかと。そちらのほうが説明責任を果たされるという立場でいらっしゃるわけですから、それで説明責任が果たせるんだとおっしゃられれば「分かりました」と申し上げるしかないのですが。

【福本企画課長】 我々もできるだけ早くということであるわけですが、具体的に補正予算の中では500億円計上しております。その500億円の内容はいろいろありますが、年金記録関係の細かなもの、いずれにしても体制を強化し、そういう整備をした上で、人員については今の体制を拡充した上で精いっぱいやって、今のような工程ということでございます。

【大宅委員長代理】 それで、あと1年かかりますというのは伝えてはあるんですか。

【福本企画課長】 これは、ご本人一人一人については、先ほどのようにいろいろ違いがありますので、ご本人に、あなたの場合にはどれぐらいかかりますというのを伝えるようなことはしていません。ただ、この作業工程で申し上げますと、先ほどのように、調査をして回答まではとにかく12月までに終えて、あと年金額の改定について3か月ぐらいというようなことを、これは全員について言えることとして表明をしたということでございます。

【磯村委員】 3つあります。一つが年金関係閣僚会議の資料の関係。2つ目が、もう残りわずかとなりました、日本年金機構への引き継ぎについての監視の関係、それから3つ目が、今日は資料が全く付いておりませんが、国民年金の不正納付の関係、この3つについて、それぞれ順番にお伺いしたいと思います。

まず年金関係閣僚会議の資料の面ですが、この資料を拝見しておりますと、随所に「確認」という言葉が出てまいります。この「確認」という表現は公式のこういう資料では初めてではないかと思うのですが、実は一昨年9月に、この委員会の第3回目の会議に配られました「名寄せ」、「突き合わせ」及び「統合の」の定義・意味についての説明資料があります。「突き合わせ」という言葉がありますが、これは「名寄せ」の過程に含まれる一つの作業を表す用語として定義されておまして、主に年金記録問題に関する用語としては「名寄せ」、「統合」、「照合」という3つの言葉を使うというふうになっております。随

分大きな混乱が生じたのでこういう定義がなされたものと理解をしております。

じゃあ「確認」というのは一体どういう定義なのか。「確認」という言葉は、日本語を通常解しますと、「あなたの記録であると分かった」のを確認したという意味の「確認」と、「あなたの記録かどうかは分からない」ということが確認できたという場合の「確認」と、何か二とおりあるような気がいたします。ここで政府の年金関係閣僚会議に出された資料では、一体どういう意味でお使いになったのかですね。非常にこれは紛らわしいと思うんです。したがって、「確認できたものは9割である」とかという表現が出てくるんじゃないのかなと、こんなふうに思われます。それがまず第1点。

閣僚会議の第2点。「22年1月までに一区切り」という表現がございます。要点のⅡの「今後の主な対応」の①「基本方針」の上から2行。「22年1月の日本年金機構の発足までの間に一区切り」と。この「一区切り」というのは一体どういうことなんだろう。一体何をどこまで、どう処理したのが一区切りになるのか。こういうあいまいな表現をお使いになって、国民の目を誤解に導くような表現というのはちょっといかがかなと思うのですが。具体的にどういうことなのか、これが2つ目でございます。

3つ目。要点の2枚目(ii)「記録解明のための作業」の上から4行目のところ「最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討する」と書いております。これは前々から「公示」という言葉がありまして、私もその都度疑問を呈してきたのですが、ここで「最終的には」という表現が入ってきているのは一体どういう意味なのか。

このインターネット上の公示というのは、実は私、3つの側面から検討が必要だろうと思っております。一つは法律的な面。2つ目はシステム上の問題。私なりに若干システムをかじった経験からいたしますと、多分、公示の対象となる件数というのは、今後、未解明で公示の対象とするというご説明の数字、1,160万件ですか、それプラスおそらく五、六百万件は出てくるんじゃないかと思っておりますので、現在の時点ではじきますと何だかんだで2,000万件近い数字を公示の対象とせざるを得ないだろうと思います。少なくとも大変結構なことです。

で、この公示の対象を一体どういう格好で、だれに見せるのか。今、社会保険庁、厚生労働省の1階の掲示板のところに入札の公告がありますね。プリントが一斉に掲示してあります。まさかあんな格好で公示をするんじゃないだろうと思う。おそらくコンピューターをお使いになるだろうと。じゃあ、コンピューターをお使いになったら、何らかの格好

で検索ができないといけないわけですね。一方、個人情報の問題があります。個人情報の問題に気兼ねをすればするほど検索は難しくなります。しかも千数百万件の検索をしなきゃいけないということになれば、一体どんなシステムをどんなふうにお考えになるのか。これがシステム上の問題でございます。コストもあります。

それから、法律面、システム面のほかにもう一つ、社会的な面として、これを見なきゃいけない人というのはほとんどが高齢者であります。高齢者はインターネット、パソコンへの親和性が非常に乏しゅうございます。私自身もそうです。この人たちがね、「さあ公示しました。もうあなたの記録出してあります。自分で言ってこなきゃもうそれで終わりです」ということなのか、それともずっとそのネットが毎年毎年掲示されるのか、一体どうということになるのだろうか。高齢者が見て本当に使いやすいものなのかどうか。その辺の検討を十分なさった上で、政府の関係閣僚会議の「インターネット上の公示を最終的に」ということをお出しになっておられるのかどうか。この辺をお伺いしたいところでございます。これが政府の関係閣僚会議の資料についてでございます。

2つ目、日本年金機構への引き継ぎの問題です。おそらく監視委員会というのは今年の12月でもって終わりになるわけでございます。社会保険庁や厚生労働省が日本年金機構に、こんな仕事が残ったからこれはこういうふうにやってくれ、これはこういう経緯でこうやってきたんだから、引き続きこうやってくれとかいうふうな引き継ぎを克明になさることになるのだらうと思うのですが、通常、お役所の引き継ぎのルールというのは私はよく知りませんが、特殊なこの日本年金機構という設立経緯からいたしまして、相当細かい引き継ぎを、日本年金機構に迷惑をかけないようにやっていただくというのが社会保険庁や厚生労働省のお仕事だらうと思っております。その辺について、ぼつぼつ、皆さん方から「こんな引き継ぎをこんなふうにやろうと思うんだがどうか」というお話を私どもは承るべき義務があるんじゃないのかなと考えております。国民の一大関心事でございますから。

例えば、記録問題、一体、残り解明が1,160万件と書いてあるが本当にそれでいいのかどうか。あるいは、みんなが心配をしておりますのは、今、社会保険事務局は全国に47ありますが、これが統合されて9つになります。38減るわけです。この38の社会保険事務局の資料が一体どこへどういうふうに行くんだらう、行ったものがうまく使われるのだらうかどうか、うまく検索できるのだらうか、そういった心配もあります。そういったことなどを含めて、皆さん方が日本年金機構の理事長となる方に、こんな資料を、

こんな仕事を、あるいはこんな懸案事項をこんなふう引き継ぐんだということを、一遍お見せいただく時期がもうぼつぼつ来ているんじゃないのかなと。できたら10月、11月にはその辺を拝見したいなど、こんなふう思っております。できたら10月、11月にその辺の集中審議でもしていただければ大変ありがたいと思っております。

3つ目、国民年金の不正納付の問題。何かマスコミの報道によりますと2,300件あったということでございます。これの処理パターンとか実態解明あるいはその説明はまた別の機会にお願いするとして、ここで次回にでもお答えいただきたいと思っておりますのは、これが04年4月から06年5月までの2年ほどの間の件数として納付を2年間以上超えて、不正も含めた納付が4万4,000件あったとメディアでは報道されております。この4万4,000件の中に不正が2,300件あったということでしょうから、4万1,700件というのは、いわば不正ではない納付になるわけですね。じゃあ、この不正ではない納付というのは、だれでもできることなのか。今、2年間の納付時効があるというので困っている人が結構多いです。その人たちを救うために、この適正な納付方法というのが2年を超えてもあるのだったら、それをPRしてあげるべきじゃないのかなと、こんなふう思うのですが、この辺一体どんなパターンが2年を超えて納付をしても不正ではないのか。不正でない2年を超えた納付方法というのがどんなふうにあるのか。この辺はできたら次回教えていただきたいと思っております。

あわせて、こういったことを防ぐための手段としては、過去に昭和40～50年代に国民年金の納付時効の特例法が3回ありました。3回、納付時効の特例期間がありました。この納付時効の特例をもう一遍ここでやれば済むことなんじゃないかと思う。それがなぜできないのか。その辺もあわせて次回お教えいただければと思っております。

最初の年金関係閣僚会議の話と日本年金機構への引き継ぎの問題は、できたらここでご返事いただければと思っております。以上です。

【福本企画課長】 1つ目の関係閣僚会議の関係、3つございました。ご説明した資料、あるいは磯村先生が引用されました資料、今後の道筋の要点の中に出てくる表現として、資料2の要点の一番下にあります「年金記録の確認作業を完了することを目指す」の、「確認」という言葉なんです。具体的に意味するところは「ねんきん特別便」についてご本人が見て、訂正ありとして回答されたものについて、我々社会保険庁が作業をすることです。この確認作業というのは、具体的にはご本人から申し出があった記録を、そのとおりにかどうか調査をして「そのとおりでした」ということか、あるいは「やっぱり

探しましたけれどもありませんでした」と、今、2通りとおっしゃいましたけれども、確かにそういうことをご本人に返す、回答するという作業をしております。これを確認作業と呼んでおまして、それを完了させるというのが、この確認作業という意味でございます。先生がおっしゃったとおりのご理解でいいと思います。これをそういう表現で呼んでおります。

それから2つ目、「22年1月の日本年金機構の発足までの間に一区切りをつけるため」云々と、確かにこれはちょっとあいまいな表現であります。何をどこまでなのかということに関して言いますと、これは具体的には今ご説明した中に書いてある、22年1月までに実際終わるといのは何かということに関して言いますと、「ねんきん特別便」の確認作業なりということを書いたものということでありまして、「一区切り」ということは、逆に残るものもあるといのは確かにそのとおりでありまして、先ほどもご説明をしましたけれども、そもそも年金記録という点では、我々の工程の中で残るものもございます。あるいは、日本年金機構ができてから始めるもの、今から準備をしまして始めるものもあります。先ほど紙台帳とコンピューター記録との突き合わせは今年度から準備を始めまして、これは日本年金機構の発足の期間をまたいで、準備を来年3月までいたしまして、4月からということですので、ここのあたりは区切りはついていないというのに対して、「ねんきん特別便」のほうは12月までに回答を送ると、こういうことを合わせて「区切り」というような表現で書いておるといことでもあります。それぞれ各論で言えば、いつまでに何をするのかというのも書いておるところでございます。

それから、3つ目にインターネットでの公示のお話がありました。これは先生がおっしゃったようなことを今後考えていくということでございます。このインターネットでの公示といのは最終的にこの5,000万件のうち持ち主なりが見つからなかったものについてどうするかということについては「公示」ということを従来から言っておりまして、これは具体的にいつ、どういう形でやるかは今後の検討でございますし、確かに先生がおっしゃったように、数が1,000万件のオーダーに確かになるとい思いますので、それをばつと紙の形で見ても分からないだろうと。見つけにくいだろうと思っておりますので、検索をできるようなことにする。コンピューターを使う。確かにそういうことも必要だろうと思っております。

ただ、それと、先生がおっしゃったように個人情報との兼ね合わせをどうするか。いずれにしてもこのあたりはまだこれから検討していつて、まだ解明の作業、旧姓情報の名寄

せなり、それから自分の記録が抜けておるとおっしゃっている方についての我々の記録調査なり回答がまだ今申し上げたような状況でございますので、こういうものの進捗をまずはやって、進めて、その後、最終的に残るものについて公示ということについて考えていくということで、いずれにしてもこれから公示のやり方について、先生がおっしゃったようなことも踏まえながら考えていきたいと思っております。1点目は以上でございます。

【樽見総務課長】 今の2点目の引き継ぎということにつきまして、今の考え方といえますか、とりあえずのお答えをさせていただきたいと思えます。

まさにおっしゃるように、いろいろ引き継ぎというのは出てまいりますけれども、例として挙げられました文書というか、いろいろな情報といえますと、年金記録そのものにかかる部分というのは、そのまま日本年金機構のほうへ移行する。例えば、オンラインの記録なんかはそのまま日本年金機構のほうへ移行するということだと思えますけれども、おっしゃったような、例えば社会保険事務局で使っている書類とか、そういったものについては適切な引き継ぎが必要になるわけでございます。

考え方としては、今、社会保険庁で扱っておる、そういう文書みたいなものにつきまして申し上げますと、一部は日本年金機構に行くのではなくて、厚生労働省の年金局へ行かなければいけないというものもござえます。例えば、これまでの職員の人事記録でありますとか、あるいは会計上の記録でありますとか、そういったようなものというのは、日本年金機構というよりは、国として引き継ぐべきものというふうになっておりますので、今の時点の考え方でござえますけれども、そういう日本年金機構に行くべきもの、それから、厚生労働省の年金局のほうへ行くものということについての仕分けをしなければならないというふうになります。

それから、おっしゃったように、今、47の事務局があるわけですがけれども、そういうものについては、基本的にはブロックの事務局に集約をするということになるわけでございますけれども、そうすると、38の事務局のところについても、ブロックの局に引き継いだとして、それがうまく使えるようにしなければならない。これはご指摘のとおりでございます。そういう移管作業をしなければならないということについての、今申し上げたような大きな枠組みの中での移管作業をやっていかなければならないということについては意識をしております、その手順ということについて具体的なことで言いますと、ちょっとまだこれから考えなければいけないというところもござえます。大きな考え方で言いますと、年金局に行くところと日本年金機構に行くところの仕分け、それから本庁で使

っている部分は基本的には日本年金機構の本部に行く。それで、地方の事務局であるものについては基本的にはブロック事務局に集約をします。それから、年金事務所で使っているものについては、年金事務所で基本的には引き継ぐ。その中から、今申し上げたように、年金局のほうへ行くものについて仕分けをして引き上げると。

率直に申し上げまして、特に地方の事務局で使っている文書の仕分け、あるいは整理というものが、もともと県庁だったということもあって、そここのところの整理を社会保険庁の文書の整理全体の中で、例えば保存期間でありますとか、分類でありますとか、そここのところが、必ずしもぴったり同じになっていないところがあるというような状況があることが分かってきているということですので、それを整理をして、一定の基準に従って分類をして引き継ぐという作業をやらなければいけないという問題意識を持っているということでございます。今のご指摘を踏まえてどういうふうにするかというのはまた整理をしたいと思います。

【井上年金保険課長】 3つ目の国民年金の不正納付の関係、次回でというお話でもありましたが、今お答えできる範囲のことを申し上げますと、4万4,000件と、それから絞り込んだ2,300件の差の部分、これは不正ではないということだとすると、これはどういうやり方をしたものなのか。それをPRすることによって救済できるようなケースもあるのではないかと、こういうご指摘だったかと思いますが、まず4万4,000件というのは、オンラインシステム上、納付期限から2年を超えて国民年金の保険料が入っているという、機械的にそういう条件に該当するものを抜いてきたということでございます。その中で、それを精査してみますと、実は法律上の保険料徴収の時効というのは2年なんですけれども、時効中断ということが行われることがありまして、例えば督促状の発行ですとか、それからまた、被保険者側の債務承認という手続をとることによって、時効を一たん中断するという場合があります。時効を中断したことによって2年の時効が延びて、その延びた期間で払われていると、これは時効内納付ということになるわけです。そういったものは正当な処理というか、適切な処理なので、そういったものを除いていったということでございます。そういう意味では、それをPRすることによって、救済というお話とはちょっとつながりにくい話なのかなというふうに考えているところでございます。

【磯村委員】 ということは、督促状を出していないということなんですね。

【井上年金保険課長】 2,300件のほうは。

【磯村委員】 督促状を出していないから納付率が下がっているという面もあるのだった

たら、督促状をどんどん出して時効の中断をし、納付してもらったらいいいわけですね。

そういうことも含めてもうちょっとお考えになったらどうかということを言っているわけです。

なお、引き継ぎの問題については、ぜひ、委員長、いかがでしょう、お願いをしたいなと思うんですが。

【葛西委員長】 どういうふうに移行するかというのは、1回ぜひ説明してください。

【住田委員】 今、磯村委員からございました、今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録という累計が今回、最終的にという形で出ているわけなんです、いよいよ追い込みの時期に入ってきて、全体像としてこの未統合記録をどうするかということが示されたと思います。そして、今、磯村委員からのご質問に対して、これをどのような形でどういうふうにするかということについては、とにかく今あるものを一生懸命やることになっております、そこまで実は考えていません、ということであれば、それは正直なお話で、それはそれで私は構わないのですが、この言葉を読んだときに、果たして何をお考えなのだろうかと、法律家ですので非常にうがったことを考えてしまいました。「公示」という言葉一つ見ても、一つの権利失効のための公告という、ああいうことをひょっとしてイメージしておられるのであろうかとか、請求権についての失効、そういうことも含めた法的効果も考えながら検討材料にしておられるのだろうかとか、いろいろ考えたわけなんです。

もちろんそういうことも今後検討される可能性が出てくると思うのですけれども、それをやるとしたら、いつの段階でどういうふうにするかということをおっしゃっておいたほうが、この書き方だと何を書いているか分からないし、逆に国民の不安感をあおるのではないのでしょうか。ひょっとしたら自分の記録が言わないままなくなってしまうんじゃないか、権利が消滅してしまうんじゃないかということを懸念されるということも出てくると思いますので、公示については、今現在どういう状況であり、今後はこれについてはどういう方向性が考えられるが、今のところはまだそのようなことをやる余裕もないし、またそのような時期でもないと言うのなら、それでも結構だと思います。

しかし、実は私は、引き継ぐのであれば、引き継ぎの前に一応社会保険庁として、これについてはこういうふうな決まりをつけるべきであるという方向性も本当はお出しになるべきであるし、それに対して国民の意見を広く入れていただいて、そしてどういう着地点があるかというようなことも、ある程度、もうこの時期になったらお考えになるべきだろ

うと思います。そういうことも含めて、引き継ぎの中で検討すべき項目として、大きな項目としてきちんと掲げていただきたいなと思います。以上です。

【葛西委員長】 何か今の点については。

【福本企画課長】 まず結論を申し上げますと、具体的には、その公示というのをどうしていくか、どういう形でやっていくかは今後の話ではあります。

この公示ということの、我々が考えております意味なんですけれども、住田先生がおっしゃったように、これは確かに年金の記録なんです。あるとき、ある人が納付をしている。国民年金についても納付をしている。何年何月納付をした、あるいは厚生年金にいつからいつまで入っているという記録なわけですね。ただ、それが今、持ち主が分からないままになっているというものであります。

その公示の意味なんですけれども、我々が考えておりますのは、先生がおっしゃったように、権利失効とか請求権失効ということで、その後持ち主という人が見つかったとしても、もう終わりですと、時間切れという意味も出せるようなことではなくて、あくまで持ち主を探すための手法として明らかにする、公にすることを考えておるわけであり。今やっておりますのは、随時ご説明をし、今日もご説明をしましたけれども、名寄せ便を氏名、生年月日で、浮いている記録の名前で、今、基礎年金番号で管理されている名前と合わせたら持ち主らしき人が見つかった1,100万件を確認してもらおうとか、その基礎年金番号に管理されている氏名にはなかったけれども、日本国民全体のデータベースとしての住基ネットに当ててみると同じ名前があったという場合には、またお知らせをして確認してもらおうとか、この記録といいますものは、とにかく名前があり、番号があり、記録そのものがあるわけでありますから、そのような手法を用い、それから更に死亡の届出がされておるとかというような印がついておれば亡くなっておるとかというようなことを解明した上でもなお残るもの。残るものについては、我々はこれ、だれのものとするればいいのか分からないということに確かになるわけであり。手法的にですね。

最後の手法として、それを見てもらうと。見てもらうときに、ご本人の場合もあるかもしれない。そのご本人は、もちろん今生きておられる方であり、それから、「ねんきん特別便」なり「定期便」なりが行っておるとすれば、例えばの話ですけれども、ご本人が見られて大丈夫だと思って、抜けはないと思っているから申し出はしていないんだけど、実は残った記録の中に浮いておる。ただ、そこは何か違っているんですね。名前とか何か違っているんで、名寄せとかで当たっていないというものを、ほかのいろいろなものを

見れば、自分のものだというふうに気づく場合もあるでしょうし、それから、ご本人以外の親族の方なりが気づいて、自分の親戚の者であるんじゃないかというようなことなりを、この公示ということを通じて気づかれれば、それをもとにその持ち主らしき人を更に確定をしていくという作業をしていく。

我々の今やっておるやり方では、もう先に進めようがなくなった段階で明らかにすることによって、その先を見出すというようなことを効果として考えておるところでございます。ただ、具体的にそれをいつのタイミングであるか、あるいはどういう形でお知らせするのがいいかは、先ほどから出ているような話でありまして、今後検討してということをやっております。

【住田委員】 そうしますと、最終的にという言葉をここで使うことはどうでしょうか。あくまでも解明手段としてインターネット等の公示等も検討するということなら、最終的な手段になるかどうかはまだ分からないと思いますので、この言葉が余計な憶測を呼ぶかもしれない。避けた方がよろしいのではないかなと、私はそんな気がいたしました。

【福本企画課長】 最終的にはと書いている意味は、今、我々の気持ちは、いろいろなことをやった上で、その先、ないものについて最後こういう形でと考えております。

【住田委員】 最後かどうかは分からないじゃないんですか。調査手段は。

【福本企画課長】 ほかにやることがあるということは、それはあるかもしれません。我々も更に進めることはありますし、検討していく中で、まだやり方はあるかもしれませんが、そういうのを進めた上での話という意味で、我々、最終的にと。

【葛西委員長】 この最終的だというのは、日本年金機構を発足するという、言ってみればタイミングがあるから、今の体制の最後の段階でという意味なんですか。

【福本企画課長】 そこはまだ決めていません。最終的というのは、日本年金機構より前かとも含めて、まだそれは決定していません。

【住田委員】 最終というイメージが私はぴんと来ないんです。

【葛西委員長】 公示して、それはその後、日本年金機構に引き継がれて、例えばフィードバックがあれば直すとか何とか、そういう形になるわけですか。

【福本企画課長】 日本年金機構より前に公示するか、後にするかはまだ決めておりません。

【葛西委員長】 まだいつかは全く決めていないのですね。

【磯村委員】 日本年金機構の設立発足前に公示なんてできるはずないでしょう、技術

的に。

【福本企画課長】 それは、申し出があつて、調査してくださいという人について回答するのが年末までに何とかやりきれぬかどうかというようなことで進めますので、それと並行では進まないでしょう。

【磯村委員】 「最終的に」という言葉を入れるとね。

【葛西委員長】 「最終的に」ということは今言う必要はないんですよ。

【住田委員】 そうなんです。だから誤解を招くんです。

【大宅委員長代理】 2万件の戸別訪問なんです、10月から始めて3月末までにおむね終了したというんですが、さっきからお話を聞いていると、かなり尋問力というか、問うための力も必要だと思うので、どういうバックグラウンドの方が何人かかって半年でここまでおやりになったのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

【井上年金保険課長】 調査にかかわった人間という意味ですか。

【大宅委員長代理】 はい。

【井上年金保険課長】 これについては、戸別訪問自体は基本的には社会保険事務所の職員です。基本的にはベテラン職員で、しかも、原則として社会保険事務所の職員と、労働部局の地方労働局の方も一緒に参画いただいて、それで適正性を担保しようということで、原則として社会保険事務所の職員と、それから地方労働局のサイドの職員と2名で回っております。

それから、労働局サイドとスケジュールが合わない場合でも、社会保険事務所の職員が必ず2名で行ってご訪問するというようなことにしております。更に、社会保険事務所の職員でも所長とか次長とか、調査官とか、かなり経験豊かな方に基本的に行っていただくということにしております。

どういふことを聞くべきかという調査のリストみたいなものは、本庁のほうで用意をいたしまして、その質問内容に沿って、ご本人から聞き取り調査をしていただくと。基本的には最初にご訪問を希望しておりますという予告の文書を送付した上でお電話をして、それで訪問の日時のアポイントをとって、それで2人1組で訪問し、そしてあらかじめ定められた調査票の質問項目に沿って聞き取り調査をすると。また、記録訂正につながるような給与明細書とか、そういうものをお持ちの場合には、それをデジカメで撮って、資料として持ち帰ると。それから調査票については、最後にご本人に、これがお答えした内容と相違ありませんという旨のサイン、署名をいただいて、最終的にはコピーをとって、両者

で調査結果というのを持ち合うというような、そういう形で進めてきたところでございます。

【大宅委員長代理】 トータルでは何人ぐらい、延べ人数ではどのぐらいですか。

【井上年金保険課長】 かかわった職員の数という意味ですか。

【大宅委員長代理】 はい。

【福本企画課長】 この標準報酬関係では、実際の従事者数を見ますと、標準報酬の訪問調査2万件の調査、その事後処理も含めてですけれども、12月の時点で見ると、全国で、職員で常勤に換算をしましてですが、650人ぐらいの人数です。月によってまた違いがあります。1月、2月になるにつれ、終わったところも出てきてまいりますので、1月とかだと400人ぐらいに減ってきていますけれども、ピークでは600人から700人ぐらいがこの仕事に携わっていたということですね。

全体では社会保険事務所というのは正職員が1万2,000人ぐらいおります。正規職員で年金記録をやっているのは4,000人ぐらいなんですね。先ほど8,000人と言ったのは、正規職員のほかの非常勤職員も含めまして4,000人、トータルで8,000人ぐらいですが、いわゆる正職員でありますと4,000人ぐらいが年金記録問題をやっております。そのうち、標準報酬の訪問調査関係をやっておりますのは、700人、600人、500人、それぐらいの数字でやっていったと。

【葛西委員長】 その人たちが、1日で済むわけじゃないから、かなりの数ですよ。

【福本企画課長】 これが常勤換算をしておる数字ということですから、その月の600人というのは、毎日600人がかかわっている。全国で見ると毎日それだけがかかわっているという数字です。

【岩瀬委員】 特別便と定期便の問題と、引き継ぎの問題、2つお聞きしたいのですが、人数を増やして、今年の12月までに処理をするということは非常にいいことかと思いますが、あと、この精度の問題が気になるんですけれども。処理の精度ですね。件数は処理をしても、精度がどれだけ高められるのかというのがちょっと心配がありまして、現場でいろいろ聞いてみると、条件を若干緩和すれば、この人の記録じゃないかというのが分かって、担当している、いわゆる外注先というのでしょうか、その人たちが1件幾らで請け負っているのだから、そんなうるさいこと言わないでくれと。職員がこれはもうちょっと調べたほうがいいと現場で言っても、それを聞かないで、どんどん処理をするという方向に走っているということを聞きまして、そうなると、せっかくそこで見つけら

れば件数は落とせるし、国民のためにもいいはずなのに、件数を稼ぐことがすごく優先されて、正確性というか丁寧さみたいなものが失われているんじゃないかという気がしますので、その点どうなのかということのお考えをひとつお聞きしたい。教えてください。

それともう一つ、引き継ぎの問題で、私が一番心配するのは、来年、日本年金機構がスタートした後に、最初の年金の支給がきちんと支払われるのかどうかですね。そこで混乱のスタートのごたごたの中で支給日が遅れるというのは非常に国民的にも問題があるかと思いますが、その辺の対策がとれているのかどうか。これは次回、磯村先生の回答と一緒にあわせて教えていただきたいのですけれども。

あわせて、機構のスタート時の混乱ということについて、どういうことを今予想されていて、その回避策というのはどういうことを検討されているのか。それも教えていただけませんかでしょうか。

もう一つ、書類の保存に関してなんですけれども、これは今後、いろいろな調査をしていく上で、書類というのは保存を今きちんとされていないといけないと思うのですが、今は捨てられていないという話は前々からお聞きしていますけれども、書類にもいろいろな種類があって、決裁文書は捨てないけれども、いわゆる経過を書いたような書類は捨てているとかいうこともあるように聞くのですが、経過が書かれた、経過の検討をされているような書類というのも非常に重要かと思しますので、その辺、書類の処理及び保存についてお教えいただけませんかでしょうか。

【福本企画課長】 1点目の記録の調査の正確性、精度のお話であります。確かにスピードと、それから1件当たりにかかる時間というのが、時間のほうを限ればそれとトレードオフの関係になってくるというのは、今、先生がおっしゃったとおりだと思います。ただ、我々、スピードを考えなければならない反面、手抜きになっちゃいかんということも事実でありまして、一定の現場では、実際の手順を定めて、まずはこれを見る、次はこれを見る、そこでなければこれを見ると、その手順にのっとって記録の調査を進めるということになっておりますので、基本的にはその手順に沿ってやるべきことをやるということ。正職員の場合でもそうですし、それを派遣職員などを使いました場合でも、手順を定めてやる。それに基づいて業者と契約をするというようなことだと思っております。

要は、記録探し、記録調査をするということについて、時間が確かにかかっておりますので、スピードを上げてやると。そのために人員を増強するということでもあります。それにあわせて、もちろん手抜きになってはいけませんので、定められた手順にのっとって作

業を進めると。あるいは、新たに業者を増やしていく場合にも、そういう検証なりをした上で、その手順を進めていくということは心していきたいと思っております。

【岩瀬委員】 要するに、僕が今聞いた現場の声というのは、今の定められた手順が不十分ではないかと。もう少し手順を変えるべきだという声を上に上げたとしても、それは聞いてもらえないし、今、定められた手順でとにかく処理が進められていっていると。だから、この手順というのをもう1回見直してみるというのも必要かと思うんですけども、それを見直すと、またスケジュールが全体的に遅れるので、もう見直せないというのかどうかというのをちょっと教えていただけないかなと。

【福本企画課長】 具体的なその手順ですけども、手順自体は見直すということを含めて体制を拡大するときに、新たに委託業者の数が増えていきます。あるいは、今やっていないところに新たに委託するようなことになりますね。したがって、手順について見直した上で、あるいは明確にするべきところは明確にした上で作業を進めるということで我々も臨んでおります。

したがって、今回、いずれにしても「ねんきん特別便」、一昨年12月、具体的には昨年の1月ぐらいから出して行って、1年余を経て、その間、調査を一定の量、残ってはおりますけれどもやってきた。それを踏まえて手順なりについて考え直すべきところがあれば、それも改定をして進めていくというつもりではおりますので、今、現場の声としてこういうやり方でやったほうがいいのか、あるいはこういうやり方でやったほうが、一番いいのは正確かつ、もっと時間の短縮ができるというようなことがあれば、それを取り入れた上で今後の作業を進めるというつもりでやっております。

【葛西委員長】 つまらないことかもしれないのですが、業務移管のときには人的な継続性ってすごく大事だと思うんですね。それは一応、きちんと担保されるようになってるんですか。人がつながっていけば、割と基幹要員の継続性があれば結構うまくいく、問題が残っていてもつながるとは思うんですけども、そこはちゃんと考えていらっしゃるんでしょうね。まあ、これから先、お話を説明していただくときにその点、考慮していただければいいのでそれはいいです。

それから、もう一つ、これは細かいことなんでしょうけども、資料2の言葉の使い方って、忙しいせいもあるかどうか知らないんですけども、割と荒っぽい使い方が結構あって、例えば、「標準報酬の遡及訂正事案」というところで、「不適正に遡及訂正されている」という言葉を使っていますが、これをまた訂正すると後ろに書いてあるんですね。訂正を訂正

すると悪くなるはずなんだけれども、「不適正」という言葉だと「訂正」ではなくて「改ざんされている」とか何とかいう言葉にしておかないと、何か意味が混乱するのではないかと。言葉遣いの話で、あまり本質的な問題ではないんですけれども。

それから、その同じところで「職員の関与が明らかになった場合には、的確に対処していく」という「的確に対処する」というのはいいことについての的確に対処するので、悪いときにはこれは「厳正に処分する」とか何かとか書かなくちゃいけないんだと思うんですよ。

【樽見総務課長】 まさに職員の関与が明らかになった場合の処分というところについて、今まさに、実はこのメンバーの中の磯村先生も入っていただいて、大臣のもとでの作業委員会でこの件について更に深く調査といったようなことでも取り組んでいただいておりますので、そういうようなことも踏まえて対応していく必要があるわけではありますが、この3月の時点で、この標準報酬の遡及訂正事案というのが、結局どういう背景の中で、どの程度の違法性があるって、そこにどういうふうに取り組んでいくのかということについての、率直に申しまして必ずしも我々として確固たる、あるいは共通理解がないという中でどう対応するかというところが、やや考え方の甘さがありまして、それがこういう表現に出ているということではないかと、半ば反省も含めてですけれども、思います。

気持ちとしてはまさに「厳正に処分」なんですけど、それがどこまで、どういうことができるのかということについてですね。

【葛西委員長】 実態が分からないということですね。

【樽見総務課長】 ええ、実態がはっきり分からないところが「的確に対処」と。そこは確かにそういう意味で言うところのご指摘のとおり、「的確に対処」って、何かいいことみたいな感じがします。

【葛西委員長】 大体ポジティブですよ。

【樽見総務課長】 そうですね。

【葛西委員長】 ほかに何かございませんか。

【岩瀬委員】 書類の保存について、今どんな状況で、つまり決裁書類は残しておくけれども経過書類は捨てるのか、あるいは経過書類もちゃんととっておかなければいけないというふうなことの対応ができたらしめてもらいたいのですけれども、その辺をちょっと教えてください。

【樽見総務課長】 すみません、どこまでどういうルールでやっていたか、ちょっと今

手元にありません。次回に向けて整理をしたいと思いますが、経緯としては、内閣官房の上川大臣のところ、去年、公文書についての検討をされるというときに、各省庁含めて文書の廃棄ということ为原则するなという話があって、それにあわせて、特に我が省においては、この年金記録の問題なんかもあり、舛添大臣からも文書の廃棄ということについては控えるようにという話があって、文書の廃棄について控えてきたわけでございます。

そのときに、ちょっと厳密にどうかということで、今は手元に資料がないので、次回に向けて正確に整理したいと思いますが、例えば日常的に、何か文書をつくって、あるいはその写しみたいなものが出るとか、コンピューターを回したときにその回した記録みたいもので、現状の記録とあわせて全く同内容のものが一部で紙で出るとか、そういうもので膨大に日々の業務にあわせてどんどんたまっていくものは、これは保存しておくだけで大変になるものですから、そういうものの一部は捨てていいけれども、記録にかかわるようなものについては捨てないという形でご指示を大臣からいただいて、そういうふうになってきているわけです。

内閣府のほうの上川大臣の捨てるなという指示は、実は去年の秋でしたか、もう捨ててもよいという指示が来ておりますけれども、私どもは、そこで全面的に緩めるということをしておりませんので、基本的には捨てないということで実は今も来ております。

その定義について、今手元にないので、次回までに整理をします。

【岩瀬委員】 それは現場まで徹底しているということでよろしいわけですね。

【樽見総務課長】 はい、そういうことです。

【磯村委員】 1つだけ提案です。

「職権訂正」という言葉がありますね。おたくの業界用語で。これは間違っただけ、ミスをしたもの、あるいはその他もろもろ、悪意がなくて間違っていたものを直すという意味での職権訂正なんですね。したがって、正しく直すことですね。

ところが、この資料に書いてある「遡及訂正」に属する意味というのは、意図的に、あるいは意図が弱くても何らかの作為があって悪く直したわけですね。悪く直したものを今度はそれを見つけていいほうに直すのも「訂正」なんですね。だから、悪く直すのも「訂正」、いいほうに戻すのも「訂正」、これじゃあ国民は分かりにくいので、いいほうに戻すほうは「回復」というふうな言葉ができるのかということをご提案をしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

【葛西委員長】 使い分けたほうがいいと思います。少なくとも別の言葉にしておかないと、ちょっと誤解を招くかもしれないね。ほかに何かございますか。

【村岡委員】 公示のほうの話なんですが、公示は私、専門家ではないので、「インターネット」という言葉はあまりお使いにならないほうがいいのではないかと思います。御承知のように。吸い上げて何やられるか分かりませんよね。だから、怖いんじゃないかと思います。紙に書いてあるものは、確かに見るのは大変でしょうけれども、そういう危険性はないので、お考えになったことを、あまり早いうちからおっしゃらないほうがいいんじゃないかと思います。

【葛西委員長】 それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦労さまでございました。次回は7月13日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました

以上